

第三次生物多様性国家戦略

平成19年11月27日閣議決定

第1部:戦略

【生物多様性の重要性】

いのちと暮らしを支える生物多様性

- すべての生命の存立基盤 - 酸素の供給、豊かな土壌の形成など -
- 将来を含む有用な価値 - 食べもの、木材、医薬品、未解明の遺伝情報など -
- 豊かな文化の根源 - 地域色豊かな文化や風土、いのちを慈しむ自然観など -
- 暮らしの安全性 - 災害の軽減、食の安全確保など -

【課題】

- 第1の危機 ・開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少
- 第2の危機 ・里地里山などの手入れ不足による自然の質の変化
- 第3の危機 ・外来種などの持ち込みによる生態系の攪乱

- 地球温暖化による危機 - 逃れられない深刻な問題 -
- ・多くの種の絶滅や生態系の崩壊

【長期的な視点】

- 100年先を見据えた
グランドデザイン
- ・生物多様性から見た国土のグランドデザインを、国土の生態系を100年かけて回復する「100年計画」として提示

【多様な主体の参画】

- 地方・民間の参画
- ・地域での活動に結びつけるため、地方や企業による取組の必要性を強調

4つの基本戦略

- 生物多様性を社会に浸透させる
- 地域における人と自然の関係を再構築する
- 森・里・川・海のつながりを確保する
- 地球規模の視野を持って行動する

第2部:行動計画

- ・約660の具体的施策
- ・実施省庁を明記
- ・34の数値目標

生物多様性国家戦略2010

資料1 別紙

第1部:戦略

- 【「重要性」、「課題」、「基本的視点」など】
- 三次戦略を基本として必要な修正を実施

【4つの基本戦略】

主な追加ポイント

生物多様性を社会に浸透させる

- ・生物多様性の社会における「主流化」の促進
- ・地域レベルの取組の促進・支援

地域における人と自然の関係を再構築する

- ・鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害防止の推進
- ・森林における生物多様性の保全と持続可能な利用の推進
- ・絶滅のおそれのある種の保存施策の充実方策の検討
- ・ホットスポットにおける生態系保全の強化
- ・自然共生・循環型・低炭素社会の統合的な取組の推進

森・里・川・海のつながりを確保する

- ・自然公園法・自然環境保全法の改正を踏まえた取組の推進
- ・海洋の生物多様性保全の総合的推進
- ・自然再生基本方針の見直しを踏まえた自然再生の推進

地球規模の視野を持って行動する

- ・生物多様性条約COP10の成功
- ・2010年目標の評価と新たな条約戦略計画検討への貢献
- ・生物多様性における経済的視点の導入
- ・生物多様性施策の推進に必要な科学的な基盤の強化
- ・科学と政策のインターフェース(接点)の強化
- ・SATOYAMAイニシアティブの推進
- ・気候変動への対応の強化

第2部:行動計画

- 上記を踏まえた具体的施策の充実・強化
- 【具体的施策の数: 約660 → 約710】